

# いずみ

2020

春

Spring

vol.118

練馬西法人会  
新会員募集

《問い合わせ》  
事務局 TEL03-3923-7272



特集

税制改正の  
あらまし

東京ニューシティ管弦楽団  
中村 朱見さん(左)  
古谷 幸子さん(中)  
立住 若菜さん(右)



詳しくは  
こちらから

## C O N T E N T S

- 練馬西税務署からのお知らせ、税理士会ニュース… 2
- 都税事務所長挨拶 …… 3
- 都税事務所からのお知らせ
- 令和2年度版 税制改正のあらまし …… 4
- 社長さんこんにちは …… 8
- 東法連退職金制度のお知らせ
- 税の漫画講座(法人を設立したとき) …… 10
- 支部・部会・委員会活動報告 …… 12
- 令和2年度事業研修会計画 …… 13
- 新型コロナウイルス感染症に関する納税猶予と支援情報 …… 14
- お知らせ、編集後記 …… 15
- 故事名言、東京商工会議所、表紙の人 …… 16

練馬西税務署からのお知らせ

2020年度税務職員募集

**Pride of the Specialist** ~公平な世の中を創る、志~  
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格 (1) 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者  
(2) 人事院が上記(1)に掲げる者に準ずると認める者
- ◇申込手続 (1) 申込方法  
インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。  
[ <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> ]  
(2) 受付期間  
令和2年6月22日(月)9時から令和2年7月1日(水)まで[受信有効]  
(3) 受験案内交付期間  
令和2年5月8日(金)から令和2年7月1日(水)まで  
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
(4) 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[ <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm> ]
- ◇試験日 第1次試験 令和2年9月6日(日)  
第2次試験 令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)までのうち  
指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111内線2162)までお尋ねください。

◆◆着任のご挨拶◆◆



練馬都税事務所長  
小河原 静子

四月一日付人事異動で練馬都税事務所長に着任いたしました小河原静子でございます。

高橋会長をはじめ公益社団法人練馬西法人会の皆様には、日頃より租税教育の推進など都の税務行政及び練馬都税事務所の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。前任者同様、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行(パンデミック)により、わが国においても、政府の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」、都では緊急事態措置等が発せられ、都民・事業者の皆様には、外出の自粛、営業の休止・自粛等、大変なご負担をおかけしております。ご対応に心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、地方税においても、その影響により厳しい状況におかれている納税者に対し、「徴収猶予の特例制度」などの税制上の措置を講ずることとされました。



詳細につきましては、都主税局のホームページをご覧ください。また、都では、新型コロナウイルス感染症に関する支援策をホームページに掲載しております。緊急事態措置等及び感染拡大防止協力金に関してはコールセンターを設置し、お問い合わせに対応しておりますので、併せてご利用ください。

都主税局では、今年四月、納税者の問い合わせに二十四時間三六五対応するAIチャットボットを開始するなど、納税者の利便性向上に資する施策に日々取り組んでおります。厳しい状況下ではございますが、引き続き、都の税務行政への一層のご理解・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

◆都税事務所からのお知らせ◆

令和2年4月からAIチャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

↑利用方法↓

主税局ホームページにアクセス



ホームページ右下のバナーを選択



↑特長↓

- 24時間365日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット(会話)形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
- 都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

お問い合わせ先 主税局総務部総務課相談広報班 ☎ 03-5388-2925

税理士会ニュース

次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付等の手続が、その期限までに行うことが困難な場合については個別の申請による期限延長(個別延長)が認められることとなります。

- ① 税務代理等を行う税理士(事務所)の職員を含みます。)が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
- ▶ 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
- ▶ 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったこと、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるなど緊急措置を講じたこと

新型コロナウイルス感染症の影響により期限内申告・納付が困難な法人については、やむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されます。別途、申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記してください。この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日になります。



渡辺浩章 広報部長

# 令和2年度版 税制改正の あらまし

## I 法人税関係

### (1) オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につなげることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上(注)の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別勘定の金額の損金算入ができます。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要がありません。

(注) 大企業(資本金等の額が1億円超)については1億円以上。

#### 適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業を株式を出資の申込みにより取得した場合に適用されます。

### (2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控

除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(大法人も適用可)については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

#### 適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

### (3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができる少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、以下の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数(要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げ)

#### 適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

### (4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が拡充・延長されます。

能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制(オフィス減税と雇用促進税制の特例)の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例については、表1のように適用要件や税額控除額等が見直されます。

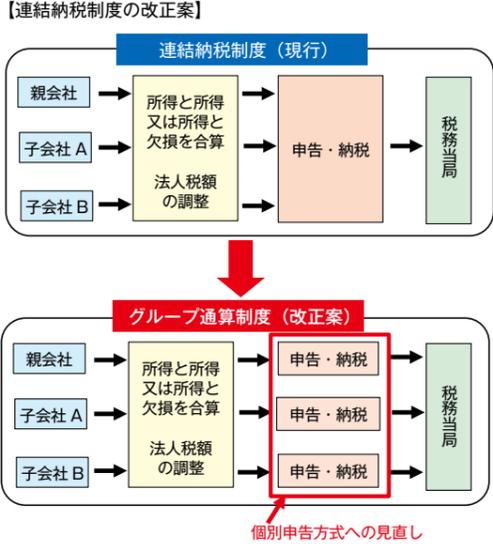
#### 適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

### (6) 連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすること、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体として親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。



改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直されます。

#### 適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

### (7) 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

#### 適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現行	改正案
①平均給与等支給額>前事業年度の平均給与等支給額	①同上
②国内設備投資額>当期の減価償却費の10%	②国内設備投資額>当期の減価償却費の30%

※ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

### (8) 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

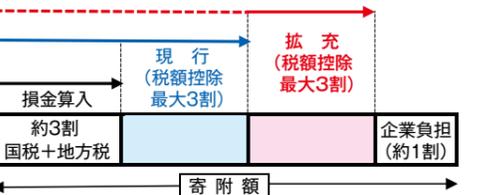
設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。改正案では、税額控除割合を6割(現行:3割)に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が5年間延長されます。

#### 適用時期

令和7年3月31日まで適用期限が延長されます。

#### 【地方創生応援税制の拡充の改正案】



### (5) 地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機

表1

【雇用促進税制の特例(移転型・拡充型)の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制の特例(移転型)の税額控除の拡充】

現行	改正案
・初年度の税額控除:60万円又は90万円/人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人) ・3年間の適用期間における税額控除:150万円(うち、オフィス減税との併用分:90万円/人)	・初年度の税額控除:50万円又は90万円/人 (雇用増加率に関わらず一律) ・3年間の適用期間における税額控除:170万円(うち、オフィス減税との併用分:120万円/人)

資を行った場合の税額控除制度(給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度)について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

#### 適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

#### 【国内設備投資額要件の見直し】

	現行	改正案
国内設備投資額	当期の減価償却費の総額の90%以上	当期の減価償却費の総額の95%以上

## II 所得税関係

### (1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引の活性化を通じて低未利用土地(注)の活用を促すため、個人が低未利用土地等を譲渡した場合(親族間を除く)、下記の条件を満たすとその年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円が控除できる制度が創設されます。

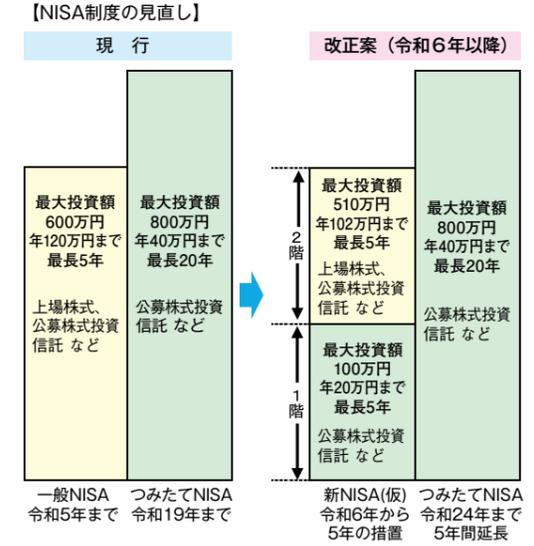
- 【主な適用要件】
- ①譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
  - ②1月1日に所有期間が5年を超えること
  - ③その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
  - ④低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長による確認が行われたこと

(注) 低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます。

**適用時期**  
土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

**(2) NISA制度の見直し**

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、NISA制度が見直されます。NISA制度とは、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。一般NISAについては投資期間終了後に、1階部分で積立投資を行った場合に限り、2階部分で別枠の非課税投資が行える2階建て制度の新・NISA（仮）が創設されます。また、つみたてNISAについては投資期間が5年間延長され、ジュニアNISAについては令和



受けた国外中古建物を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、「生じなかった」とされた減価償却費に相当する金額は、取得費から控除する減価償却分には含めないこととされます。

**適用時期**  
令和3年分以後の所得税について適用されます。

**III 資産課税関係**

**所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応**  
所有者不明の土地等の増加により、公共事業の推進等において様々な課題が生じています。そのため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置が講じられます。

- ① 現に所有している者の申告の制度化  
登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間に、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村は条例で、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるようになります。
- ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大  
市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようになります。

**適用時期**  
①の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。  
②の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

5年末で終了となります。  
なお、新・NISA（仮）については、つみたてNISAとの選択適用となります。

**適用時期**  
新・NISA（仮）については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで、つみたてNISAについては、令和24年12月31日まで適用されます。

**(3) 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の見直し**

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられます。

- ① 未婚のひとり親に対する税制上の措置  
未婚のひとり親のうち以下の要件を満たす場合、寡婦（夫）控除が適用されます。  
イ 同一生計の子（総所得金額の合計額が48万円以下）を有する必要があります。  
ロ 合計所得金額が500万円以下となります。  
ハ 住民票の続柄に「夫（未婚）」「妻（未婚）」の記載がある場合には対象外となります。  
② 寡婦（夫）控除の見直し  
イ 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円）が設けられます。  
ロ 住民票の続柄に「夫（未婚）」「妻（未婚）」の記載がある場合には対象外となります。  
ハ 子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦の控除額と同額の35万円（現行27万円）とされます。  
ニ 寡婦控除の特例は廃止されます。

**IV 消費税関係**

**法人に係る消費税の申告期限の特例の創設**  
企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長（注）する特例が創設されます。

（注）延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付します。

**適用時期**  
令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

【3月決算法人の例】  
課税期間（事業年度） 4/1 - 3/31  
消費税の申告期限（原則） 5/31  
消費税の申告期限（特例） 6/30  
消費税申告期限の延長の特例（届出書提出）  
届出書を提出した事業年度末日の属する課税期間以後の課税期間（\*）の申告期限を1ヵ月延長  
（\*）事業年度末日の属する課税期間に限る

**V その他**

**(1) 電子帳簿等保存制度の見直し**

経済社会のデジタル化を踏まえ、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の要件が緩和され、以下の方法が追加されます。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合に、その電磁的記録を保存する方法
- ② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシ

【寡婦（夫）控除の見直し】

区分	離婚死別要件	扶養親族等の要件	所得要件（合計所得金額）	控除額
寡婦	離婚死別	扶養親族あり	500万円以下（現行：なし）	27万円
		同一生計の子*	500万円以下（現行：なし）	35万円
	死別	なし	500万円以下	27万円
		未婚 同一生計の子*	500万円以下	35万円
寡夫	離婚死別	同一生計の子*	500万円以下	35万円（現行：27万円）
		未婚 同一生計の子*	500万円以下	35万円

\*子の所得要件：総所得金額48万円以下

**適用時期**  
令和2年分以後の所得税について適用されます。

**(4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設**

国外中古建物の不動産所得を有する場合、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったこととみなす特例が創設され、他の給与所得等との損益通算ができないこととなります。また、同特例の適用を

【国外の中古不動産の貸付けによる不動産所得】  
家賃収入 - 損失 = 減価償却費（簡便法による耐用年数で計算） - その他の経費 = 必要経費

改正案では、損失はなかったものとみなされることから、損益通算はできません。

システムを含む）に、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

**適用時期**  
令和2年10月1日から適用されます。

**(2) 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ**

市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金等の割合が0.5%引き下げられます。

なお、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能等の観点から、その水準が維持されますが、納税を猶予する場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合が引き下げられます。

**適用時期**  
令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

	現行	改正案
利子税	平均貸付割合(注) +年1%	平均貸付割合(注) +年0.5%
還付加算金	平均貸付割合(注) +年1%	平均貸付割合(注) +年0.5%
納税猶予の延滞税		

（注）平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。

\*令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

企業訪問

ガンバル

社長さん  
こんにちは

有限会社イズミ加工



代表取締役  
五味 純良

大泉学園町 5-30-5  
電話 03-3921-5226

環境問題にも取り組んでいます

有限会社イズミ加工は創業二十五周年を迎えることができました。

仕事内容は、商業印刷の加工が主力です。カレンダー・ノート・チラシ商業用ポスター全ての綴じ製本の最終加工を行っています。

主力として、年末より始まるカレンダー作成は、大判・中判・卓上等の各企業の名入れ、封入、発送まで行っています。

最近、環境問題の基準も厳しくなり、一例として各家庭に一部は必ずあるカレンダーも本体と上部の綴じ金具を分別して出す時代です。

分別して出せば資源、そのまま出せばゴミとして処理されてしまいます。



環境問題も心掛けた企画を提案

当社では、エコハング製本に力を入れています。全ての製本の綴じにそのまま仕分けする事なく、捨てられる企画提案をさせて戴き、物を作る立場として只作るだけではなく最終の環境問題にも関連して心掛けていきたいと考えています。

当初は看板のカッティングシート、グラフィックシートを扱う営業会社でしたが少しずつ、設備・商品・スタッフを増やし、現在では広告物、印刷物の企画・デザイン・製作やイベント時などの装飾物の企画・デザイン・製作・施工、セールスプロモーション全般を行っています。

又、今回は人と人とのつながりの中で法人会からは大いに勉強させて頂きました。企業は人なり!! 良き人材が集まれば会社も個人も必ず成長します。

これもひとえにお客様と社員に会社を育てていただいたおかげです。感謝しております。広告物・装飾物は会社様、店舗様の顔であり、町の人々とのコミュニケーションツールです。事業の安心感・安定感を表すのにとっても重要なものです。

第6支部

株式会社アイエス



代表取締役  
古谷 義範

大泉学園町 7-14-25  
電話 03-5933-3510

広告は町の人とのコミュニケーションツール

当社は平成十二年に板橋で広告事業を立ち上げました。

平成十五年に父・弟・妻・私の四人で大泉学園に移転してきました。

平成二十年に朝霞の工場ビルを購入、平成二十八年に本社ビル建築し現在に至っております。

現在はサミット様近く、満月茶屋様の隣が本社となります。

広告の使い方、装飾の見せ方、集客の方法等ご相談があれば何なりとお申し付けください。元氣な営業マンがお伺いし様々な課題に取り組みでいきたいと思っております。

大泉学園に移転し十六年が過ぎ、縁があり練馬西法人会に入会させていただきました。



各地域・業種に広く対応

第7支部

株式会社ホンダオート練馬



代表取締役  
鈴木 善克

大泉町 6-4-7  
電話 03-3925-8133



ホンダ車をメインに活動

弊社は、昭和四十三年に石神井町八丁目にて父が開業をし、昭和五十一年に現在の大泉町六丁目にショールームを構え現在に至っております。

業務内容としては、新車販売・中古車販売・車検整備・修理・保険(損保)等々をしております。創業から五十三年間地域の人々や企業様との付き合いの中、今日に至っております。

私事ですが、高校を卒業後、埼玉県の上福岡にあるホンダの専門学校に入学卒業して、二十歳で当時のホンダベルノ店というディーラーでサービスマカニックと新車営業を経験しておりましたが、当時はバブル真つ盛りでプレリユード(私も乗っていました)が爆発的に売れまして、仕事があり過ぎて廻らなく、明け方近くまで残業をしていた思い出が懐かしく思われます。(今ではブラック企業ですね)笑

今は、百年に一度の自動車産業大変革期と言われているくらい変革を感じております。

車離れの若者(我が家の子供達は無理やりでも何とか免許だけは取得させましたが)笑

ご高齢者の運転技術の低下等、色々難問は多々ありますが、メーカー等の努力により、日々進化する車に対応すべく技術力を高めていかなければと思う所存です。



車の事なら何でもご相談ください。

時代と共に今、整備工場の認証も変わる、対応できる様に知識を高め、既存のお客様を大切にしつつ、技術向上に取り組みで参ります。

特退共

従業員の退職金準備は

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・お問い合わせは TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/



# 個人で事業を始めたとき / 法人を設立したとき

## 事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出

個人は個人事業の開業届出など、法人は法人設立届出などが必要となります。  
 注1：下記届出の提出期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。  
 注2：消費税について、個人は新規開業年とその翌年（法人は設立事業年度とその翌年度）は、原則として免税事業者となります。なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。

### 個人で事業を始めたとき

●開業後1か月以内に「個人事業の開業・廃業等届出書」の提出が必須です。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出が必要です。

対象	届出の名称	提出先	提出期限
事業を始めるとき	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税の棚卸資産の評価方法の届出書		最初の確定申告書の提出期限まで
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書		最初の確定申告書の提出期限まで
青色申告で申告したい人	所得税の青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで、開業の日が1月16日以降の場合は、開業の日から2か月以内
青色事業専従者給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書		
従業員に給与を支払う人	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(※)	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時(給与の支給人員が常時10人未満の場合)

※個人事業の開業・廃業等届出書に給与等の支払の状況を記載した場合は、提出は不要

### 法人を設立したとき

●法人登記終了後に、「法人設立届出書」の提出が必須です。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要です。

対象	届出の名称	提出先	提出期限
法人を設立したとき	法人設立届出書(※1)	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後2か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書		最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法の届出書		最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
役員や従業員に報酬、給与を支払うとき	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受けるとき	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時(給与の支給人員が常時10人未満の場合)
青色申告で申告したいとき	青色申告の承認申請書	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後3か月を経過した日又は最初の事業年度の終了日のいずれか早い日の前日まで
資本金の額又は出資が1,000万円以上のとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書(※2)		速やかに

※1：添付書類として、定款等の写しの提出が必要。  
 ※2：法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載した場合は、提出は不要。

### 《届出書などの提出はe-Taxが便利です》

個人事業の開業・廃業等届出、法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などは、e-Taxを利用してオンラインで申請・届出ができます。  
 ([e-Tax (国税電子申告・納税システム)]参照)

## 高橋家の暮らしと税

# その9 個人で事業を始めたとき / 法人を設立したとき



※その他、青色申告で申告したいときには承認申請書、資本金の額または出資の金額が1,000万円以上のときは消費税の新設法人に該当する旨の届出書の提出が必要でず。

### 令和2年度事業研修会計画(予定)

本部事業		
第9回 通常総会	6月12日(金)	勤労福祉会館
税金〇×クイズと映画鑑賞	8月2日(日)	関区民ホール
健康セミナー	9月10日(木)	法人会 会議室
役員合同研修会	10月2日(金)	勤労福祉会館
税制税務委員会研修会	11月26日(木)	勤労福祉会館
30周年記念式典・祝賀会	令和3年1月27日(水)	ホテルカデンツァ光が丘
企業経営セミナー①	中止	法人会 会議室
企業経営セミナー②	令和3年3月8日(月)	法人会 会議室

同好会		
30周年記念地域親睦ゴルフ大会	10月16日(金)	おおむらさきゴルフ倶楽部

協賛事業		
簿記講座(日商3級)(計6回終了)	8月22日(土)~10月3日(土)	法人会 会議室(令和3年は4月中旬予定)
年末調整説明会	11月4日(水)	関区民ホール(午後)
	11月6日(金)	大泉学園ゆめりあホール(午前・午後)

支部事業		
1支部 研修会	9月予定	
2支部 研修会	7月17日(金)	石神井交流センター
3支部 研修会	未定	きらぼし銀行 上石神井北支店
4支部 研修会	7月予定	東京信用金庫 武蔵関支店
5支部 研修会	9月14日(月)	
6支部 研修会	9月予定	西武信用金庫 大泉支店
7支部 研修会	11月予定	大泉地域集会所

女性部会事業		
野外研修会	延期	群馬県
30周年記念式典・祝賀会	10月14日(水)	ホテルカデンツァ光が丘
絵はがきコンクール 表彰式	令和2年12月2日(水)	勤労福祉会館

青年部会事業		
野外研修会	未定	未定
秋季研修会	9月14日(月)	OZバンケットホール
献血大会	11月11日(水)	練馬西税務署 駐車場内
租税教室	11月~令和3年2月	練馬西税務署管内 小学校
30周年記念式典・祝賀会	令和3年3月18日(木)	ホテルカデンツァ光が丘

源泉部会事業		
野外研修会	延期	
第1回研修会 開講式	6月26日(金)	練馬西税務署
第2回研修会 税制税務委員会共催	8月25日(火)	勤労福祉会館
第3回研修会	9月25日(金)	練馬西税務署
第4回研修会 年末調整説明	10月28日(水)	練馬西税務署
第5回研修会 閉講式	令和3年2月5日(金)	勤労福祉会館



税金〇×クイズと映画鑑賞



チャリティゴルフ大会



簿記研修会閉講式



支部研修会



女性部会秋季研修会



青年部会野外研修会



源泉部会野外研修会

### 支部・部会・委員会活動報告 2020.1.29 ~ 2020.3.14

#### 第8回 税に関する「絵はがきコンクール」表彰式



表彰式に出席した皆さん

日時 令和2年1月29日(水)  
場所 勤労福祉会館  
人数 83名



#### 1支部 親睦卓球大会



岩淵幸洋選手と卓球を楽しむ会

日時 令和2年2月8日(土)  
場所 勤労福祉会館  
人数 120名



選手のみなさん

#### 源泉部会 閉講式



浅井部会長の挨拶

税務署川野1統括の講演

日時 令和2年2月5日(水)  
場所 勤労福祉会館  
人数 18名

荒井担当副会長の挨拶

#### 経営セミナー



セミナー風景

日時 令和2年3月14日(土)  
場所 練馬西法人会事務局  
人数 8名



講師の水谷陽治氏

#### 練馬西税務署へ花鉢寄贈

日時 令和2年2月7日(金)  
場所 練馬西税務署



山元署長(右) 高橋会長(左)

柄川副署長(右) 田中青年部会長(左)

お知らせ

第九回 通常総会開催のご案内

会員各位には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会の第九回通常総会及び会員相互の親睦を深めるための懇談会を左記により開催いたします。

ご多用中のことは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜りたくご案内申し上げます。なお、議案等の内容については、練馬西法人会のホームページに五月十六日(土)頃掲載いたしますので活用ください。

一、日時 令和二年六月十二日(金)午後四時  
一、場所 練馬区立勤労福祉会館  
東大泉五丁目三十一番三十九番一五五番一

一、総会  
●議案

- ① 令和元年度事業報告承認の件
- ② 令和元年度決算報告承認の件
- ③ 任期満了に伴う理事・監事選出の件
- 報告事項
- ① 令和二年度事業計画
- ② 令和二年度収支予算

※出・欠は五月二十二日(金)までにお願ひします。  
(但し、正会員の方の欠席の場合は委任状に署名願ひします)

新型コロナウイルス感染症予防の為、「懇談会」は中止いたします。

まだ「委任状」未提出の方は急ぎ、ご投函ください。よろしくお願いいたします。

健康診断のご案内

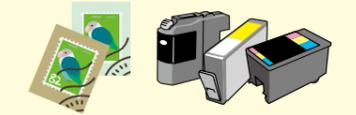
自身とご家族の安心のために 健康診断を受けましょう!

健診日 2020年6月10日(水)・7月1日(水)  
JA 東京あおば大泉支店 (練馬区大泉学園町2-12-17)  
健診会場 2020年7月7日(火)・7月13日(月)  
石神井庁舎 (練馬区石神井町3-30-26)  
受付時間 9:30 ~ 11:00 ※詳細は、後日案内させていただきます。

充実の内容を短時間で受診頂けます (約2時間)  
会員特別料金 法人会おすすめ!

公益事業委員会 使用済み切手・インクカートリッジ 収集事業報告

公益財団法人ジョイセフに寄贈  
寄贈品目: 日本使用済み切手  
●切手提供者 60社  
●切手寄贈 5,500g  
寄贈品目: 使用済みインクカートリッジ  
●インクカートリッジ提供者 37社  
●インクカートリッジ寄贈 14,800g  
この度は、ジョイセフの収集ボランティアにご協力を賜り、誠にありがとうございます。



編集後記

新型コロナウイルスの影響で、法人会事業も延期や中止を余儀なくされている状況が続いています。各支部や委員会でも、会議が出来ずご苦労をなさっている事と想います。当会ホームページにおいて、「東京都緊急事態措置に関する情報」を掲載していますので、是非ご活用ください。広報委員会では、三十周年特別号の企画や構成の検討を開始しています。皆さまの声を反映できる、親しみのある情報誌を制作して行きますので、宜しくお願ひ致します。

広報副委員長 小澤 伸一

第118号 発行日 令和2年5月20日  
発行所 公益社団法人 練馬西法人会  
東京都練馬区東大泉6-47-15  
電話 03(3923)7272  
FAX 03(3923)7285  
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp  
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp  
発行責任者 高橋 利充  
編集責任者 丸山 晶子

本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。

新型コロナウイルス感染症に関する納税猶予と支援情報

当法人会ホームページに「新型コロナウイルス」に関する対策リンク集、「東京都緊急事態措置に関する情報：東京都防災ホームページ」のバナーをご利用ください。(公社)練馬西法人会

緊急経済対策における主な税制上の措置 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)

納税の猶予制度の特例	収入に相当の減少があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予	練馬西税務署 徴収部門 ☎ 03(3867)9711
テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	中小企業がテレワーク等のために行う設備投資に係る新たな類型としてデジタル化設備を追加。中小企業経営強化税制を拡充する	練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎ 03(3867)9711
入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用	政府の自粛要請を踏まえて中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象	文化庁のホームページ参照 <a href="https://www.bunka.go.jp/">https://www.bunka.go.jp/</a>
住宅ローン控除の適用要件の弾力化	新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したと同様の住宅ローン控除を受けられる	国土交通省ホームページ参照 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/</a>
消費税の課税選択の変更に係る特例	新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が税務署に申請し、税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める	練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎ 03(3867)9711
特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税	公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とする	国税庁 練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎ 03(3867)9711

所有の償却資産等に係る固定資産税等の軽減措置	中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、事業収入が一定以上減少している場合、令和3年度分に限り、負担を2分の1またはゼロとする	中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322
自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自家用乗用車(登録車と軽自動車)を取得した場合、自動車税環境性能割と軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日までの取得に延長	経済産業省 自家用自動車: 東京都主税局 軽自動車: 練馬区税務課
耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化	新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したと同様の不動産取得税の特例措置を受けられるよう、適用要件を弾力化する	国土交通省 東京都主税局

休業補償	法人は200万円、個人事業者は100万円 (売上減少分を上限)	中小企業金融 0570-783-183
感染拡大防止協力金	施設の使用停止や営業時間の短縮に協力応じ、50万円支援	都相談センター 03-5388-0567
雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用維持の為に休業手当を要した	ハローワーク池袋 03-3987-8609
雇用環境整備促進事業	勤務体制づくりなど職場環境整備に取組む企業に奨励金を10万円支給	産業労働局 03(6205)6703
テレワーク助成金	感染症拡大防止対策としてテレワークを導入する際の経費助成	東京しごと財団 03(5211)2397

日本政策金融公庫	限度額中小企業3億円、国民事業6千万円、無担保、0.21%~0.46%	中小企業事業 0120-327-790
商工中金	限度額3億円、無担保、0.21%	相談窓口 0120-542-711
銀行、信金ほか	信用保証協会による実質無利子、低利子の融資	保証協会池袋 03-3987-5445
練馬区特別貸付	貸付限度額2千万円、0.2%、全額補償 据置期間24か月以内	練馬区 融資係 03-5984-2673
従業員融資	休業での収入減等に対し、従業員向けに実質無利子の融資	産業労働局 03(5320)4653

労働相談ダイヤル	新型コロナウイルスに関する休暇や休業の取り扱い相談	相談窓口 0570-00-6110
健康相談ダイヤル	24時間対応「新型コロナウイルス健康相談ダイヤル」無料相談	大同・AIG窓口 0120-102-297
社会保険労務士紹介	練馬西法人会では会員社会保険労務士をご紹介します	法人会事務局 03(3923)7272

掲載情報は 令和2年5月11日現在

故事名言

【將を射んとせば馬を射よ】

大将を射ようと思つたら、まずその大将の乗つて  
いる馬を射るがよい。直接大将射ようとしても難  
しいが、馬を倒せば、強い大将でも撃つて取るこ  
とができるということ。杜甫の詩の中の「人を射んと  
せば先ず馬を射よ」から来たもの。

私たちの仕事で良くあるのが、営業で会社を訪ね  
るがなかなか決定権のある人にたどり着けない。  
会社からは業績の結果を求められるし、営業マンと  
しては「気持ち焦る」。余裕がなくなると「悲壮  
感」は出るし、営業先の会社にも解るから相手にし  
て貰えない。そこで「一歩先」を考えることにした。  
まずは、受付の女の子に「明るく挨拶」を繰り返す。  
慣れたところには「電話」で冗談も言えるくらいに、  
その内に「社長」に繋いで頂けるようになった。

女性の多いところでは、その中で誰が仕切つてい  
るかを見極めることが大事。権限を持つ奥様には  
特に「気を遣う」ことが大事。そういう「営業」がで  
きる時代だったが、最近は会社の扉の前に「イン  
ターホン」という強敵が現れた。

営業も昔から「電話営業」「ダイレクトメール」「広  
告宣伝」とあつたが、「インターネット営業」という  
時代になつてきた。電気店で「製品」の確認を行つ  
て、「カウネット」等で「在庫を持たない」ネット  
注文。証券会社も「ネット証券」に、スーパーで野菜  
を買わないで、無駄をなくす「オイシックス」とい  
うネット商売。昨年はラグビーワールドカップで  
盛り上がり、チケットの不正ネット販売が横行し、  
「入場」できなかつた。今年は「オリンピック開催」  
不正チケットが出回ると思つたら中止になった。  
新型コロナウイルスで町に買い物に行けず、ネット  
が大流行、年寄りにはついていけない。

それにしても將を射ようと思つても「馬」が見つ  
からない。そうしてみると自分の仕事(営業)に何  
が合っているかを考えさせられる時代になつた。

副会長 荒井秋海

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として  
貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。  
(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.21%**

(2020年5月1日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方: 従業員 20 名以下  
(商業・サービス業 5 名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

窓口  
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員: 弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員: 税理士

相談  
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

●表紙の人

一般社団法人東京ユーシティ管弦楽団 中村 朱見さん  
練馬区東大泉三丁目二十五番五号 ユーシティ管弦楽団

Q 毎日お仕事をされている中で手応えや楽しさ、  
喜びを感じる瞬間について。

A 一番嬉しい瞬間は、お客様の前で演奏をし、  
その際自分も納得ゆく演奏ができ、そしてそれ  
をお客様にも感じ取って頂き笑顔で拍手を頂い  
た時です。

リハーサルの段階で、上手いかなかった時  
や、他の演奏者と議論しあったりする事もあり  
ますが、結果ステージで実を結んだ時が本当に  
良かったと思いますし、仲間って良いなと思え  
るとても貴重な瞬間です。

Q この職種ならではの醍醐味など、他の職種で  
は体験できないような事について。

A 指導している生徒さんにもいます。上手になつ  
てくれたり、出来るようになってくれるとうれ  
しくなりますね。東日本大震災の後に、世の中が  
沈んでいる時、バイオリンを弾いている時間が  
現実逃避出来る時間であったり、自分の気持ち  
が静まったりとか、別世界に数時間だけ音楽だ  
けに浸れる事ができ、波だった気持ちを静める  
事が出来た話を生徒さんから聞いた時に、バイ  
オリンをやっていてくれて本当に良かったと、そ  
して音楽の力って凄いなと思いました。

Q 仕事を離れた所での趣味、息抜きの方法など  
ごせませす。また、無心  
になれる草取りも好  
きで、綺麗になった庭  
を眺めることで、意外  
にストレス解消にな  
ります。



キトリ

（公社）練馬西法人会員

←ここを切り取って法人税確定申告書にお貼りください。